

建築基準法の定期報告制度について

平成28年6月1日に改正建築基準法が施行され、安全上、防火上重要な建築物、防火設備等が政令により一律に定期調査・検査の対象となりました。

これにより、建築物の調査を3年に1度、建築物に設置された防火設備等の建築設備の検査を1年に1度に専門技術を有する資格者に調査・検査させ、その結果を愛知県へ報告することが義務化されました。

定期報告制度とは・・・

高齢者・障害者等が就寝する建築物や不特定多数の者が利用する建築物では、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあり、より一層の安全確保をする必要があります。

そのため、建築物の所有者又は管理者に対して、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災等の災害時の被害を軽減させるため、建物の維持管理の状況を定期的に専門家に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告することを義務づけた制度です。

定期調査(建築物)

<対象建築物> ※裏面表①参照

・国及び愛知県が定めた防火上・避難上重要な建築物

<調査報告の時期>

・3年に1度

<調査資格者>

・一級建築士、二級建築士

・国土交通大臣が定める資格者(特定建築物調査員)

定期検査(建築物に設けられた建築設備等)

<対象建築設備等> ※裏面表②参照

・定期調査の対象建築物等に設置された換気設備、排煙設備、非常用照明、防火設備等

<検査報告の時期>

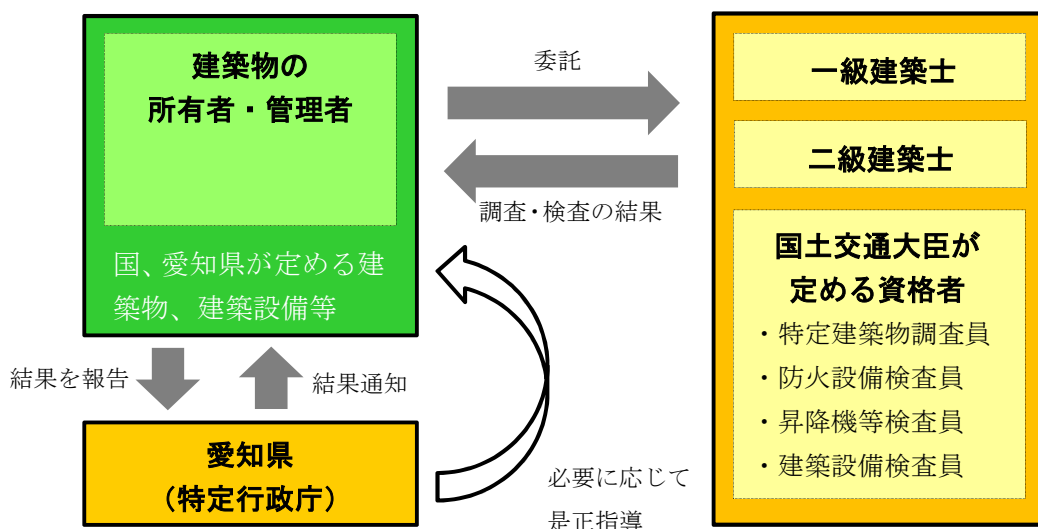
・1年に1度

<検査資格者>

・一級建築士、二級建築士

・国土交通大臣が定める資格者(防火設備検査員、建築設備検査員、昇降機等検査員)

調査検査の報告までの流れ



<定期報告の対象となる建築物・建築設備等>

表① 対象となる建築物の用途・規模と報告時期

用途	対象規模 ^{※1} (次のいずれかに該当するもの)	報告時期 (以降3年毎)
劇場、映画館、演芸場	① 3階以上又は地階にある ^{※2} ② 客席の床面積が200㎡以上 ③ 主階が1階にない ^{※2}	令和5年 9/1～11/30
観覧場、公会堂、集会場	① 3階以上又は地階にある ^{※2} ② 客席の床面積が200㎡以上	令和5年 9/1～11/30
病院、診療所(患者の収容施設があるもの)		令和4年 9/1～11/30
就寝用福祉施設 (サービス付き高齢者向け住宅、老人ホーム、老人短期入所施設等、障害者支援施設、助産所等)	① 3階以上又は地階にある ^{※2} ② 2階の床面積が300㎡以上	令和6年 6/1～8/31
旅館、ホテル		令和4年 6/1～8/31
体育館、図書館等、ボーリング場、水泳場等のスポーツ練習場(いずれも学校に付属するものを除く)	① 3階以上の階にある ^{※2} ② 床面積が2,000㎡以上	令和6年 9/1～11/30
物品販売業店舗、展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店等	① 3階以上又は地階にある ^{※2} ② 2階の床面積が500㎡以上 ③ 床面積が3,000㎡以上	令和5年 6/1～8/31
事務所	次のいずれにも該当するもの ・階数が5以上 ・床面積の合計が1,000㎡超 ・3階以上の階又は地階にある	令和6年 9/1～11/30
複合用途	次のいずれにも該当するもの ・床面積の合計が1,000㎡超 ・3階以上の階又は地階にある	令和4年 9/1～11/30

※1 該当する用途の床面積が100㎡以下のもの、又は、該当する用途が避難階のみにあるものは対象外

※2 政令指定:床面積が200㎡を超えるもの、県指定:床面積が100㎡を超え200㎡以下のもの(階数3以上)

表② 対象となる建築設備等と報告時期

建築設備等	対象規模	報告時期 (毎年)
換気設備 (給気機及び排気機に限る)	定期報告対象建築物に設置されたもの	毎年 6/1～11/30
排煙設備 (自然排煙設備を除く)		
非常用照明 (予備電源内蔵型を除く)		
防火設備 (常時閉鎖式、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は除く)	① 定期報告対象建築物に設置されたもの ② ①以外の規模の病院、有床診療所又は就寝用福祉施設で床面積が200㎡を超える建築物に設置されたもの	
昇降機	令第129条の3第1項に掲げる昇降機	毎年 (検査済証の交付を受けた日の属する月の前1月間)
遊戯施設	・ウォーターシュート、コースターその他これに類する高架の遊戯施設 ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	

定期報告に関する窓口 【定期報告に関するお問い合わせ】

愛知県建築局建築指導課建築物安全安心グループ

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階

電 話：052-954-6587 FAX：052-951-0840 メール：kenchikushido@pref.aichi.lg.jp

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市内の建築物については、各市役所へ直接ご確認ください。